



郡山市総合計画審議会の委員を募集します



2025年7月4日

郡山市政策開発部

未来創造課

課長 高濱 康

ターゲット 17.17 TEL: 924-2028

SDGs ターゲット 17.17 「効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する」

本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための計画について、市長の諮問に応じ、必要な事項を審議するため、郡山市総合計画審議会の委員を募集します。

1 募集期間 令和7年7月4日（金）から8月1日（金）まで

2 募集人数 3名程度

3 応募資格

- (1) 郡山市内に引き続き1年以上居住している方
- (2) 公募する日において本市の附属機関等の委員として在任していない方
- (3) 過去に本審議会の公募委員として在任したことがない方
- (4) 申込み時の年齢が18歳以上の方
- (5) 国及び地方公共団体の議員や、公務員でない方
- (6) 平日日中に開催する会議（5回程度）に出席できる方
- (7) 市税等の滞納が無い方

4 応募方法

氏名等を記載した任意の応募様式、「郡山市のまちづくり」をテーマとした小論文800字程度を持参、郵送（当日消印有効）又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。

▼詳細は市ウェブサイトに掲載しています。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/21/149921.html>



このQRコードから
ウェブサイト
にアクセス
できます。

郡山市総合計画審議会の公募委員選考基準

第1 趣旨

この基準は、郡山市総合計画審議会条例（郡山市条例第33号）第1条に定める郡山市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の公募委員を選考するため、「郡山市附属機関等の委員の公募に関する要領」（以下「要領」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

第2 応募資格

応募資格は要領に定めるもののほか次のとおりとする。

- (1) 申込み時の年齢が18歳以上の者
- (2) 国及び地方公共団体の議員や、公務員でない者
- (3) 平日日中に開催する会議（5回程度）に出席できる者
- (4) 市税等の滞納が無い者

第3 選考方法

選考は、申し込みの際に提出された応募用紙及び小論文（以下「書類」という。）並びに面接により行う。

第4 選考委員会

- (1) 応募者の中から公募委員を選考するため、「郡山市総合計画審議会公募委員選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。
- (2) 選考委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。
 - ア 政策開発部長
 - イ 政策開発部次長
 - ウ 政策開発部未来創造課長補佐
 - エ 政策開発部未来創造課ウェルビーイング推進係長
 - オ 政策開発部未来創造課政策企画係長
 - カ 政策開発部未来創造課連携中枢都市圏推進係長

第5 選考基準及び評価方法

- (1) 公募委員の選考は、次に掲げる審査項目の審査結果により行う。
 - ア 書類
 - (ア) 文章の理論構成が適切であること
 - (イ) 市政全般に対する理解度、関心が高いこと
 - (ウ) 地方自治制度、地方創生、その他国や地方を取り巻く情勢の変化に対する理解度、関心が高いこと
 - (エ) DXなど近年の技術革新による課題解決に向けた新たな手法に対する理解度、関心が高いこと
 - (オ) 幅広い視野でまちづくりの様々な分野に対し問題意識を持っていること
 - (カ) 公平、公正な考え方ができること
 - (キ) 発想力・想像力に富んでいること
 - イ 面接
 - (ア) 応募の動機に意欲、熱意等が感じられること
 - (イ) 委員の役割を理解し、目的意識を持っていること
 - (ウ) まちづくりに対する理解度、関心度が高いこと
 - (エ) 幅広い視野でまちづくりの様々な分野に対し問題意識を持っていること
 - (オ) 将来都市像実現に向けた担い手意識や責任感を持っていること

- (カ) 建設的な考え方ができること
 - (キ) 公正・公平な考え方ができること
 - (ク) 多様性を認め、異なる立場からの意見に対する許容性があること
- (2) 評価は、書類審査については別表1、面接審査については別表2により以下の5段階で評価するものとする。

評価	優れている	やや優れている	ふつう	やや劣る	劣る
得点	5	4	3	2	1

- (3) 応募者の評価及び選考は、以下の方法により行う。
- ア 選考委員が個別に評点する。
 - イ 各選考委員の評点を集計し、点数の高い者から順に選考する。
 - ウ イによる合格者の最低点数で同点の者が複数名存在する場合は、必要に応じ、年齢、性別及び地域性等を考慮し、選考できるものとする。
 - エ 各選考委員の評点の合計点数が概ね 338 点以上（満点 450 点の 75% 以上）の場合に選考するものとする。

第6 その他

応募者の中に委員としてふさわしい者がいないときは、他の方法により委員を選任するものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和7年5月29日から施行する。
- 2 この基準は、審議会の公募委員を委嘱した日に、その効力を失う。

郡山市総合計画審議会公募委員 書類審査表

採点者：

審査項目	氏 名					氏 名					氏 名				
	採 点					採 点					採 点				
(ア) 文章の理論構成が適切	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
(イ) 市政全般に対する理解度、関心が高い	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
(ウ) 地方自治制度、地方創生その他国や地方を取り巻く情勢の変化に対する理解度、関心が高い	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
(エ) DX など近年の技術革新による課題解決に向けた新たな手法に対する理解度、関心が高い	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
(オ) 幅広い視野でまちづくりの様々な分野に対し問題意識を持っている	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
(カ) 公平、公正な考え方ができること	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
(キ) 発想力・想像力に富んでいる	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
合 計 点 数	／35					／35					／35				

【評価基準】 5：優れている 4：やや優れている 3：ふつう 2：やや劣る 1：劣る

郡山市総合計画審議会公募委員 面接審査表

別表2

採点者：

質問・評価事項	氏 名					氏 名					氏 名				
	採 点					採 点					採 点				
(ア) 応募動機に意欲、熱意が感じられる	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
(イ) 委員の役割を理解し、目的意識を持っている	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
(ウ) まちづくりに対する理解度・関心度が高い	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
(エ) 幅広い視野でまちづくりの様々な分野に対し問題意識を持っている	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
(オ) 将来都市像実現に向けた担い手意識や責任感を持っている	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
(カ) 建設的な考え方ができる	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
(キ) 公正・公平な考え方ができる	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
(ク) 多様性を認め、異なる立場からの意見に対する許容性がある	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
合 計 点 数	／40					／40					／40				

【評価基準】 5：優れている 4：やや優れている 3：ふつう 2：やや劣る 1：劣る